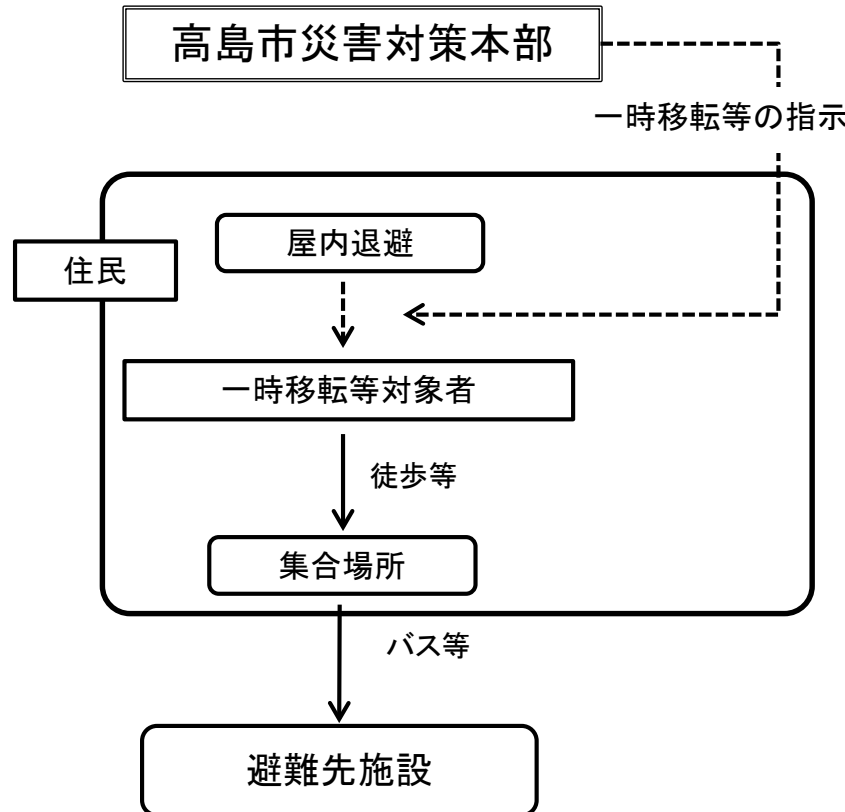


滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、毎時20 μ Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



<UPZ内市町の避難先>

市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先
高島市 (571人)	高島市内	大阪府

※平成28年1月1日時点

高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 全面緊急事態までに、滋賀県及び高島市は、災害対策本部を設置。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 滋賀県内のバス会社は、緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、滋賀県は高島市の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

高島市内の避難経路

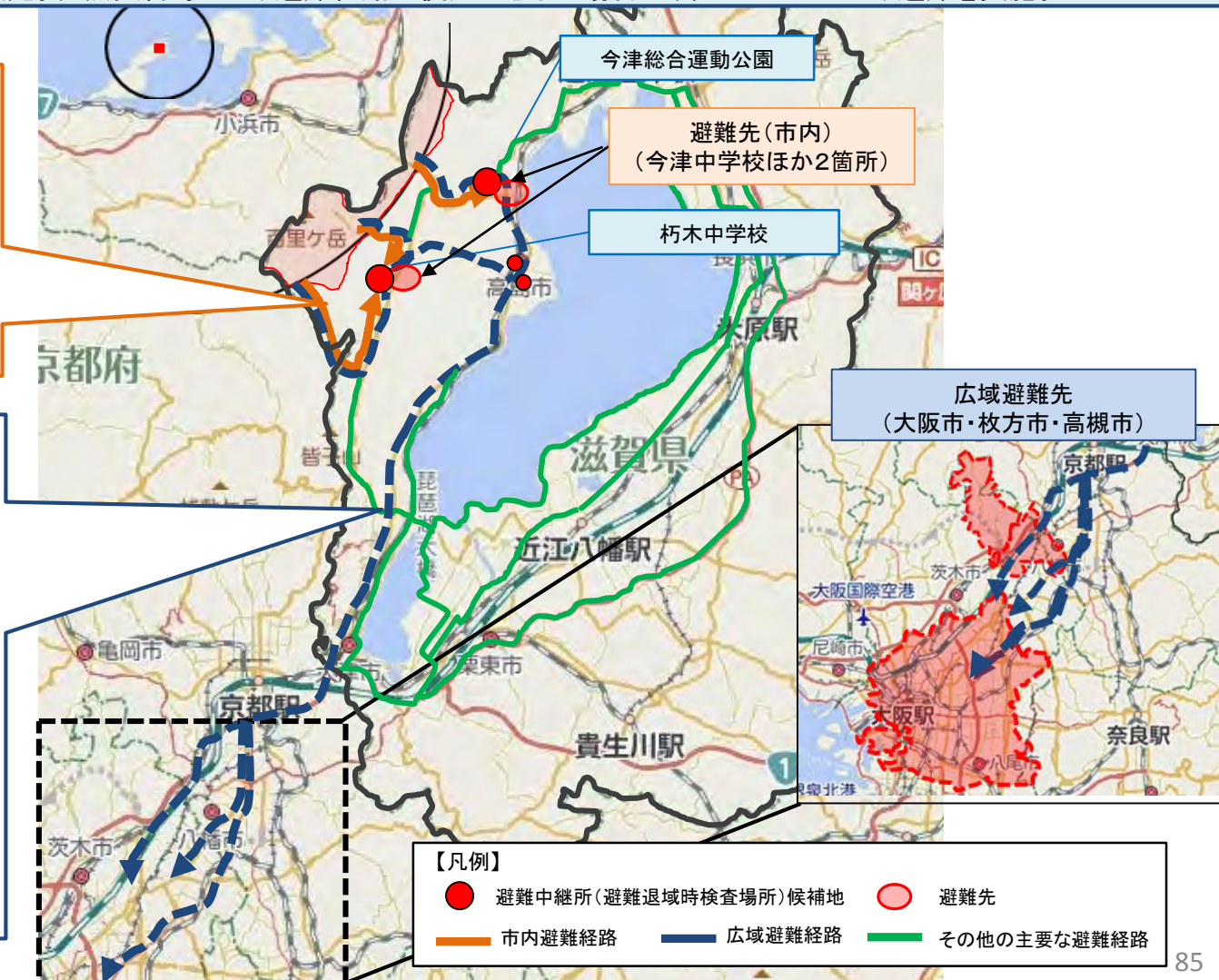
今津地域 国道303号⇒避難中継所⇒国道161号⇒今津中学校

朽木地域（一般県道麻生古屋梅ノ木線⇒）主要地方道小浜朽木高島線⇒国道367号⇒避難中継所⇒グリーンパーク思い出の森、朽木中学校

広域避難経路

今津地域⇒国道303号⇒避難中継所（今津総合運動公園）⇒国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路（⇒京阪国道）⇒高槻市、枚方市

朽木地域⇒（一般県道麻生古屋梅ノ木線⇒）主要地方道小浜朽木高島線⇒国道367号⇒避難中継所（朽木中学校）⇒主要地方道小浜朽木高島線⇒国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路⇒第二京阪道路⇒大阪市



広域避難先
(大阪市・枚方市・高槻市)

- 【凡例】
- 避難中継所(避難退域時検査場所)候補地
 - 避難先
 - 市内避難経路
 - 広域避難経路
 - その他の主要な避難経路

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。今回は、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が56台、ストレッチャー車両が40台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と141台であり、必要台数を確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足する場合には、**座席のリクライニング利用や支援者の同伴等により**、福祉車両と同等の輸送が可能である**一般タクシー等(〇〇〇台)を活用**。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	250 台	199 台	
医療機関	173 台	253 台	
社会福祉施設	350 台	105 台	
合計	773台※1	557台※2	※1 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	56台	40台	・ピストン輸送(14往復)を想定 ・OIL基準に基づき、 空間放射線量が高い区域を特定し、該当区域の住民が一時移転等を実施することから、必要車両数の全てが同時に必要とならない点に留意



県内の福祉車両保有数	704台	141台	・県内における医療機関や社会福祉施設、消防等における保有台数の合計数
(一社)福井県タクシー協会によるタクシー保有数	〇〇〇台		・一般タクシーは、 座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。今回は、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が〇〇台、ストレッチャー車両が〇〇台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、〇〇台と〇〇台であり、必要台数を確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、車椅子を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能な、一般タクシー等を活用し、車椅子搬送可能な車両を〇〇〇台、ストレッチャー搬送可能車両を〇〇台を更に確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	台	台	
医療機関	台	台	
社会福祉施設	台	台	
合計	台※1	台※2	※1 車椅子車両は1台あたり〇名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	〇台	〇台	・ピストン輸送(〇往復)を想定 ・OIL基準に基づき、空間放射線量が高い区域を特定し、該当区域の住民が一時移転等を実施することから、必要車両の全てが同時に必要とならない点に留意



県内の福祉車両保有数	〇〇〇台	〇台	・県内における医療機関や社会福祉施設、消防等における保有台数の合計数
(一社)福井県タクシー協会によるタクシー保有数	〇〇〇台	〇台	・一般タクシーは、車椅子を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。今回は、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が〇〇台、ストレッチャー車両が〇〇台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、〇〇台と〇〇台であり、必要台数を確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、車椅子を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能な、一般タクシー等を活用し、車椅子搬送可能な車両を〇〇〇台、ストレッチャー搬送可能車両を〇〇台を更に確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	台	台	
医療機関	台	台	
社会福祉施設	台	台	
合計	32台※1	1台※2	※1 車椅子車両は1台あたり〇名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	〇台	〇台	・ピストン輸送(〇往復)を想定 ・OIL基準に基づき、空間放射線量が高い区域を特定し、該当区域の住民が一時移転等を実施することから、必要車両の全てが同時に必要とならない点に留意



県内の福祉車両保有数	〇〇〇台	〇台	・県内における医療機関や社会福祉施設、消防等における保有台数の合計数
(一社)福井県タクシー協会によるタクシー保有数	〇〇〇台	〇台	・一般タクシーは、車椅子を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請